

総合的な防衛体制の強化に向けた取組 (内閣官房長官提出資料)

総合的な防衛体制の強化に向けた取組

- 我が国防衛力の抜本的強化を図るに当たり、総合的な防衛体制の強化は欠かせず、縦割りを打破し、政策資源の最大限の有効活用を図ることを通じ、我が国の持てる力を結集しなければならない。防衛省・自衛隊・海上保安庁の二ーズを踏まえ、**総合的な防衛体制の強化に資する研究開発の推進や公共インフラの整備・利活用を大いに進めるべく、関係府省が連携する新たな仕組みを下記のとおり構築する。**
- 我が国防衛力の5年以内の抜本的な強化を図るには、下記の**府省横断型の取組に対して**、防衛力の抜本的強化と不可分一体の取組として、新たな「中期防衛力整備計画」の最終年度に当たる令和9年度予算には必要な水準の予算としての措置が講じられている必要がある。それまでに複数年にわたって重点的に資源を配分する観点から、**各年度予算において、これらの取組に関する経費を総合的な防衛体制の強化に資する経費として計上・把握する。各年度の概算要求において特別な要望枠を設けるなどの予算要求と連動する大胆な措置を講じるとともに、その執行や防衛省・自衛隊・海上保安庁の二ーズの反映状況を含めた進捗状況を関係府省会議において確認する。**

総合的な防衛体制の強化に向けた取組

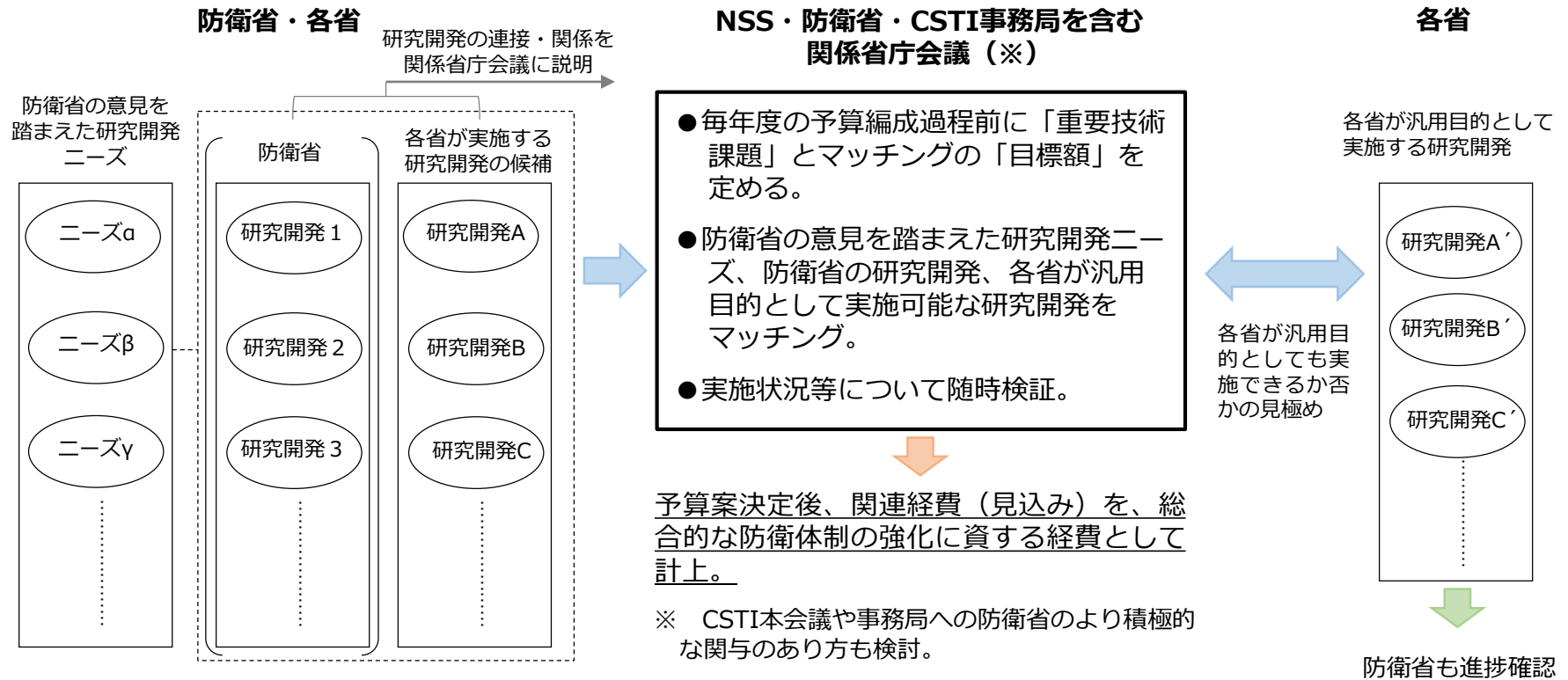
【研究開発】

- 総合的な防衛体制の強化に資する科学技術研究開発の推進のため、関係省庁が国家安全保障局、防衛省及び内閣府（科学技術政策担当）と連携して、防衛省の意見を踏まえた研究開発ニーズと各省が有する技術シーズをマッチングさせるとともに、当該事業を実施していくための府省横断的な仕組みを創設する。
- 具体的には、国家安全保障局、防衛省及び内閣府（科学技術政策担当）を含む関係府省会議において、毎年度の予算編成過程前に防衛上の「重要技術課題」とマッチングの「目標額」を定めた上で、防衛省の意見を踏まえた研究開発ニーズ、防衛省の研究開発、各省が汎用目的として実施可能な研究開発をマッチングするとともに、事業の執行についても「関係府省会議」で進捗確認する。

【公共インフラ】

- 武力攻撃事態等における自衛隊・海上保安庁の展開、その前提となる平時の訓練その他我が国の平和と安全のための任務の遂行のための利用や国民保護への対応の実施を円滑に行うため、国家安全保障局、防衛省及び国土交通省（海上保安庁を含む）を含む関係府省会議の議論を経て、自衛隊・海上保安庁のニーズに基づき、国土交通省が関係府省と連携して、空港・港湾等の公共インフラの整備や機能強化を行う仕組みを創設する。
- 具体的には、国家安全保障局、防衛省及び国土交通省を含む関係府省会議において、南西地域（特に先島諸島）における空港・港湾、自衛隊・海上保安庁の配備・利用が想定される空港・港湾、国民保護のために必要な空港・港湾等について、自衛隊・海上保安庁のニーズを踏まえ、「特定重要拠点空港・港湾」（仮称）の整備・運用方針を定めた上で、それを空港法・港湾法に基づく基本方針に反映させ、利用等に係る規程の整備を行う。

研究開発



公共インフラ

NSS・防衛省・国交省を含む関係省庁会議

国交省

自衛隊
海保庁

ニーズの
提示



- 「基本方針」に反映すべき「特定重要拠点空港・港湾」（仮称）の整備・運用方針
 - ・ 南西地域における空港・港湾の新設・強化
 - ・ 自衛隊・海保の配備・利用が想定される空港・港湾の強化
 - ・ 国民保護のために必要な空港・港湾の強化
- 毎年度の事業のマッチング。
- 実施状況等について随時検証。



- 「基本方針」の策定
- 各年度の事業の実施
- 利用等に係る規程の整備に関する調整



特定枠から
整備経費を
支出

※ 空港・港湾へのアクセスのための高規格道路などについても、特定枠において一括整備。

※※ 自衛隊・海保のニーズへの対応を踏まえ、「特定枠」を設定し、その額を総合的な防衛体制の強化に資する経費として計上。